

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体
監査実施年度	平成26年度
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日
監査委員公表日	平成29年4月25日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第4章 特殊法人岐阜市信用保証協会

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
101 指摘 出えん金を削減すべきである。	全国の信用保証協会の財務状況を調査し、出捐金の必要性について検討した結果、平成29年度から廃止することとした。	○	商工観光部	産業雇用課	6249	155
102 意見 預託金制度の有用性について再検討することが望ましい。	金融機関へ資金を預託することで、市融資制度の融資利率を低くすることができるものであるが、その有用性については、日銀のマイナス金利政策の影響も踏まえた上で、金融機関と協議を行う。	△	商工観光部	産業雇用課	6249	155
103 意見 市信用保証協会の経営状況を毎年確認することに加え、市信用保証協会と県信用保証協会を比較検討する客観的な指標を作成して、双方の実績を定期的に比較・検討することが望ましい。	市信用保証協会の経営状況については毎月報告を受けている。 市保証協会と県保証協会の統合の必要性が示されたときに備え、両者を客観的に比較する指標について研究中である。	△	商工観光部	産業雇用課 信用保証協会	6249	156

## 第5章 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
105 意見 社会福祉推進基金及び福祉ボランティア基金が、「出資」に該当しないかを検討することが望ましい。	福祉ボランティア基金及び社会福祉推進基金が「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」に該当するかについて、文書にて県へ確認を行った。現在は、さらに県から総務省へ文書にて確認中であり、その回答待ちである。	△	福祉部	福祉政策課	2425	164
	福祉ボランティア基金及び社会福祉推進基金が「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」に該当するかについて、文書にて県へ確認を行った。現在は、さらに県から総務省へ文書にて確認中であり、その回答待ちである。	△	監査委員事務局	監査課	6473	

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第5章 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
	平成29年度から中央センター(自主事業部分)を有償化する予定。	○	福祉部	福祉政策課	2421	186
121 指摘 具体的に無償貸付の要件を満たしている事情が判明しない限り、賃料を徴収する(有償にする)ことを検討すべきである。	平成29年度から中央センター(自主事業部分)を有償化する予定。	○	健康部	健康政策課	4132-722	
	関係各所と調整しながら、有償・無償の是非を引き続き検討していく。 (男女共生・生きがい推進課)	△	市民参画部	男女共生・生きがい推進課	2791	

## 第6章 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
126 指摘 福祉政策課と監査課との間で、出資割合について、統一的な見解を出すべきである。	出資割合を算出する基となる「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」の解釈について、県へ文書にて確認を行った。現在は、さらに県から総務省へ文書にて確認中であり、その回答待ちである。	△	福祉部	福祉政策課	2425	197
	出資割合を算出する基となる「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」の解釈について、県へ文書にて確認を行った。現在は、さらに県から総務省へ文書にて確認中であり、その回答待ちである。	△	監査委員事務局	監査課	6473	
135 指摘 具体的に無償貸付の要件を満たしている事情が判明しない限り、賃料を徴収する(有償にする)ことを検討すべきである。	平成29年度から事務所を有料化する予定。	○	福祉部	福祉政策課	2421	222

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体
監査実施年度	平成26年度
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日
監査委員公表日	平成29年4月25日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第7章 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
171 意見 「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の存在意義から遡って、今後、所管を商工観光部のままにするのか、まちづくり推進部に移すのか、公社の自主運営のままにするのか、運営を委託するのかなどといった運営のあり方を検討することが望ましい。	まちづくり推進部及び施設を運営する一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社との間で運営のあり方について協議している。平成29年度末の中心市街地活性化基本計画終了年度までに方向性を決める。	△	商工観光部	産業雇用課	6253	254

## 第8章 一般財団法人岐阜産業会館

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
172 意見 岐阜産業会館運営管理協議会の組織構成・決議方法につき、県とも協議の上、組織に外部委員を加えることや、重要事項については議決要件の加重をするなど、具体的な対応を検討することが望ましい。	協議会の組織構成・決議方法については、共同管理を行っている岐阜県と協議・研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課	6252	258
173 意見 産業会館の理事長を副市長とする運用の変更を検討することが望ましい。	(一財)産業会館の今後の在り方を検討していく中で、存続の方向が確定した場合は、理事長をどうするかを岐阜県と研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6252	259
174 意見 市民に対して、疑義を生じさせないように、あり方検討会の協議の経過を書面に残しておくことが望ましい。	幹事会(旧 あり方検討会)での議題がその後の運営管理協議会の議題や報告事項になるため、幹事会の協議内容すべてを書面に残す必要はないと考える。協議内容により、必要に応じて書面に残している。	○	商工観光部	産業雇用課	6252	259
177 意見 施設を存続させる場合、文化ホールを改修せずに休止した状態のままでよいとは思われず、今後の方向性について再検討することが望ましい。	文化ホールの活用については、施設のあり方も含めて岐阜県と研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課	6252	262
178 意見 産業会館は、独自の給与体系を導入することが望ましい。産業雇用課としても、県及び産業会館に対し、独自の給与体系導入についての理解を求めていくことが望ましい。	(一財)産業会館の職員の昇給、昇格等については独自に決定しているが、今後の在り方を検討していく中で、存続の方向が確定した場合は、独自の給与体系を構築するため、県及び(一財)産業会館と研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6252	263

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第8章 一般財団法人岐阜産業会館

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
179 意見 施設存続を決定し、施設の大改修工事を行うこととなった場合には、公募による選定を検討することが望ましい。	産業会館が平成33年度以降も施設存続が決定した場合には、指定管理者の公募も視野に入れた対応を行う。	△	商工観光部	産業雇用課	6252	265
181 意見 再委託について、県と産業会館の三者で協議し、少しでも削減効果が現れるような契約方法を考えることが望ましい。	引き続き、市、県及び(一財)産業会館で協議し、削減効果が現れるような契約方法を研究する。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6252	267
183 意見 次期指定期間(平成29年度)までに、産業会館の組織としての在り方につき、解散も視野に入れて、県と協議し、検討することが望ましい。	現在の指定期間内(平成27年4月1日～平成30年3月31日)に、(一財)産業会館のあり方を県と研究する。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6252	268
184 意見 施設のあり方について、県と協議の上、可能な限り早期に最終的な結論を出すことが望ましい。	産業会館のあり方を県と協議している。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6252	270

## 第9章 公益財団法人岐阜市学校給食会

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	担当者(内線等)	本編頁
187 意見 組織として必要と考える補助金交付申請額を決めることが望ましい。	平成29年度分についても補助金交付申請額の見直しは見送った。今後も岐阜市の給食費会計方法も含めて検討される予定である。	△		学校給食会	240-8961	280
189 意見 給食会の貸付金の運営状況の実態を把握し、岐阜市学校給食用物資購入資金貸付規則の改正も含め、改善策の検討をすることが望ましい。	貸付金も含めた学校給食費の在り方を検討し、公会計化を191のとおり実施する予定である。	△	教育委員会	学校保健課	6324	282
190 意見 組織として必要と考える貸付額で貸付申請することが望ましい。規則上の上限額でも対応できないという事実があるのであれば、その実態を学校保健課に伝え、今後の貸付について、協議することが望ましい。	平成28年度分についても貸付金の見直しは見送った。今後も岐阜市の給食費会計方法も含めて検討される予定である。	△		学校給食会	240-8961	282

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体
監査実施年度	平成26年度
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日
監査委員公表日	平成29年4月25日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第9章 公益財団法人岐阜市学校給食会

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	担当者(内線等)	本編頁
191 指摘 学校給食費の公会計導入を検討すべきである。	文部科学省「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が策定予定(H30)の学校給食費の会業務に係るガイドラインに沿って検討を進める予定である。	△	教育委員会	学校保健課	6325	285
195 指摘 早急に実態に即した諸規程を整備すべきである。	「情報公開規程」と「個人情報保護規程」以外について加除修正をし終え、理事会に報告した。今後「情報公開規程」と「個人情報規程」について修正を進める予定である。	△	—	学校給食会	240-8961	288
196 指摘 所管課として、給食会の諸規程整備について指導すべきである。	学校給食会の諸規程の整備状況を確認し、適時指導を行っているところである。	△	教育委員会	学校保健課	6322	288

## 第10章 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
203 指摘 所管課の業務としてなすべき管理事項を定め、それに基づいて管理業務を遂行すべきである。また、その記録をしておくべきである。	将来計画の作成を行うなどの指導を行った。	○	都市建設部	公園整備課	2833	294
204 指摘 民有地緑化助成補助事業補助金は廃止すべきである。	平成29年度からは公金による支出ではなく、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団が運用・管理する「緑化基金」の運用益で実施していくことに変更する。	○	都市建設部	公園整備課	2837	296
210 指摘 各業務につき、委託料を払ってまで委託する必要があるのか、市が行えば足りるのではないか、委託することによって無駄な経費がかかっているのではないかとといった委託の必要性・相当性を吟味した上で、委託すべきかどうかを検討すべきである。	業務内容を精査し、財団の行う緑化事業の必要性、有効性について吟味した結果、委託は妥当と考える。	○	都市建設部	公園整備課	2833	300
234 意見 指定管理の期間を終える平成29年度以降においても財団を存続させるのか否か、市にとっての財団の組織としてのあり方をどうしていくのかなどといったことについて、遅くとも平成27年度までには検討することが望ましい。	緑化推進事業の必要性及び財団の必要性について、整理した結果、存続のための将来計画の作成などの指示を行ったところである。	○	都市建設部	公園整備課	2833	315

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体
監査実施年度	平成26年度
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日
監査委員公表日	平成29年4月25日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第11章 公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
235 指摘 公共ホール管理財団の意向も踏まえつつ、財団の所管課である産業拠点運営課及び男女共同参画・文化課との間で、合併協議を再開すべきである。	今年度も合併にかかる協議を実施した結果 ①一般財団法人である公共ホール管理財団の公益事業比率が著しく低く、教育文化振興事業団との合併後の団体が安定的に公益財団法人として存続するには、独自の公益事業を創出するほかなく、これは人件費の増大に直結すること ②公共ホール管理財団は収益事業を、教育文化振興事業団は公益事業を主に実施し、棲み分けが出来ているうえ、双方とも現在、経営が安定していること 以上、2点から当面、両財団法人の合併にメリットは見いだせないことから、「当面は合併の必要がない」として一致をみた。 新年度、これらをとりまとめ最終結論を行政改革課へ報告する。	○	教育委員会	教育政策課 教育文化振興事業団	259-4646	321
237 意見 市民芸術文化・スポーツ基金は、「スポーツ基金」でもあるので、今後は、市民の健康増進などにも活用を検討することが望ましい。	岐阜県に対し変更認定申請書を提出し、平成29年3月に認定される予定であり、平成29年度に実施の見込みである。	△		教育文化振興事業団	259-4646	323
242 指摘 体育ルームの次期指定管理者募集の際は、公募とすべきである。	一体的に管理をしない場合の弊害など、業務の洗い出しや施設上の問題点などの洗い出しを行い、慎重に検討した結果、非公募とした。	×	教育委員会	市民体育課	6395	336
243 意見 体育館・プールの次期指定管理者募集の際は、一括募集の可否・範囲について変更を検討することが望ましい。	一括募集の可否・範囲について慎重に比較検討した結果、長良川以北及び以南の2分割とした。	○	教育委員会	市民体育課	6395	339
244 指摘 青少年会館4館と体育館8館及びプール3カ所のそれぞれについて、一施設ごとに指定管理運営状況シートを作成すべきである。	昨年、評価委員会において委員の意見を聴取し、その指示に基づき、運営状況シートを集約して作成した。平成29年度からの指定管理施設は体育館・プールを一括募集せず、長良川以北及び以南の2分割としたため、運営状況シートについても、H29年度上半期分より、それぞれ長良川以北、以南で作成することとする。	○	教育委員会	教育政策課 青少年教育課 市民体育課	6309	339

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体
監査実施年度	平成26年度
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日
監査委員公表日	平成29年4月25日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第12章 公益財団法人岐阜市国際交流協会

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
254 意見 一括ではなく、分けて委託できるものがあるかを検討することが望ましい。	現状の委託内容は、中間支援組織としての岐阜市国際交流協会の役割やノウハウの活用によって、各事業の質を高めることが期待されるため、一括で委託しているものである。分けて委託することが適切な事業については、既に同協会への委託から切り離して委託している。今後、新規事業の委託をする際には、分けて委託できるか否かをその都度検討していく。	○	市民参画部	国際課	4122-1214	349
265 意見 ホームページを、日本語、中国語、英語だけではなく、他の言語での掲載をすることが望ましい。	平成29年度に、日本語、中国語、英語でのホームページのリニューアルを行い、分かりやすい情報提供に努める。リニューアル後に、他の言語での掲載について検討する。	△		国際交流協会	263-1741	356

## 第13章 一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
266 指摘 教育文化振興事業団の意向も踏まえつつ、事業団の所管課である教育政策課との間で、合併協議を再開すべきである。	今年度も合併にかかる協議を実施した結果 ①一般財団法人である公共ホール管理財団の公益事業比率が著しく低く、教育文化振興事業団との合併後の団体が安定的に公益財団法人として存続するには、独自の公益事業を創出するほかなく、これは人件費の増大に直結すること ②公共ホール管理財団は収益事業を、教育文化振興事業団は公益事業を主に実施し、棲み分けが出来ているうえ、双方とも現在、経営が安定していること 以上、2点から当面、両財団法人の合併にメリットは見いだせないことから、「当面は合併の必要がない」として一致をみた。 新年度、これらを取りまとめ最終結論を行財政改革課へ報告する。	○	商工観光部	観光コンベンション課 公共ホール管理財団	6231	362
268 指摘 次期指定管理者募集前に、岐阜市長良川国際会議場条例と岐阜市文化会館条例間の事業内容の調整をすべきである。	長良川国際会議場条例の項目について検討した結果、文化の向上という施設の設置目的や地域の活性化という観点から、各施設間の連携は必要であると考えられる。そのため、項目の削除を見送った。今後、連携のあり方について引き続き検討を行う。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6231	362
274 意見 文化センターの録音室のあり方を検討することが望ましい。	音楽関係室としての利用が可能か市と協議している。音楽スタジオの利用ニーズと録音室の整備費用にかかる費用対効果や消費税増税の導入時における使用料の改定等も想定し、廃止も含めた検討を進めていく。	△		公共ホール管理財団	6231	371

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第14章 公益社団法人岐阜市シルバー人材センター

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
292 意見 センターの総会に、福祉政策課、高齢福祉課、産業雇用課も出席するようにしたり、指定管理のモニタリングや監査委員監査において、福祉政策課、高齢福祉課も指定管理や委託契約の所管課が立ち会ったりするなど情報共有することが望ましい。	情報共有のため、指定管理のモニタリングの際には、産業雇用課も同行している。(福祉部) 指定管理のモニタリングに同行し、業務の実施状況について、各課で情報共有できるよう全庁共通キャビネットに運営状況シートを掲載した。(商工観光部)	○	福祉部 商工観光部	福祉政策課 高齢福祉課 産業雇用課	2133 6251	384
305 指摘 速やかに、賃貸借契約(有償)に切り替える方向で検討すべきである。また、部内、課内等で議論した経過について資料も添付した上で、議事録を作成すべきである。	岐阜市福祉部償還施設における普通財産の無償貸付に関する取り扱い要項(平成28年3月31日決裁)第3条第1項に基づき、引き続き無償とする。	×	福祉部	福祉政策課	2421	408
309 意見 シルバー人材センターの補助金や指定管理、契約についての調査の結果を、共有できるような体制を設けるべきである。	シルバー人材センターの情報を一元的に共有するために、全庁共通キャビネットにシルバー人材センターの情報を掲載した。	○	商工観光部	産業雇用課	6251	412

## 第15章 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
313 指摘 「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである。	観光事業とコンベンション事業を一体的に推進している(公財)岐阜観光コンベンション協会は、常に観光とコンベンション両方の最新情報・資料を有しており、現段階で最も効率的かつ効果的に案内所運營業務を実施できる団体であると考えられる。今後も引き続き他都市の状況等参考に運営方法の検討を進めていく。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6231	420
314 指摘 委託料の積算につき、他の自治体における同種業務との比較をするなど、他の角度からも、検証すべきである。	(公財)岐阜観光コンベンション協会の見積もり金額を基に他都市及び実情を考慮し委託料を積算している。今後も引き続き他都市の状況等の情報収集を進めていく。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6231	421